

さくら通信

1月号

2024年1月
No.229

発行

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

㈱さくらビジネスサービス

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

あけましておめでとうございます

昨年も、さくら合同事務所へひとかたならぬご厚情を賜りありがとうございました。
本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させて
いただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。
令和6年元旦

謹賀新年



2024年となりました。旧年中は大変お世話になりました。
今年の目標として、昨年同様にICTの導入を進めていくとともに、私自身が
成長できるように、会計・税務はもちろん他の隣接する知識の蓄積に努めて
いきたいと思っています。少しでも、皆様のお役に立てるように精進していく
つもりです。
本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(孝志洋)



受け取ったインボイスの記載事項に誤りがあった場合

令和5年10月から導入されたインボイス制度。現場では、まだまだ混乱があるようです。
例えば、受け取ったインボイスの記載事項に誤りがあった場合や、記載事項が欠けている場合は、
どうすれば良いでしょうか？

この点、原則として、仕入税額控除の要件を満たすため、売手であるインボイス発行事業者から、
修正したインボイスの再交付を受けて保存する必要があり、自ら追記や修正を行っただけでは、仕
入税額控除の要件を満たすことはできません。(売手には修正・再交付の義務があります。)

一方、買手は、売手が交付するインボイスに代えて、自らが作成した仕入明細書等に、インボイス
の記載事項を記載し、売手であるインボイス発行事業者の確認を受けて、イン
ボイスとすることもできます。したがって、買手においてインボイスの記載事
項の誤りを自ら修正し、かつ、売手の確認を受けた場合には、あらためて修正
したインボイスの再交付を受ける必要はありません。(売手は、買手による修正を確認し、自らの写しを修正
する。)

なお、「誤り」ではなく、「偽り」の記載をしたインボイスを交付することは厳しく禁止されており、1年以下
の懲役または50万円以下の罰金に処するものとされています。例えば、インボイス発行事業者でない者が、
インボイス発行事業者が作成したインボイスと誤認されるような表示をした書類を交付することなどがあ
げられます。

(大寺)



当事務所では、**12月28日(木)**から**1月3日(水)**まで**年末年始休暇**と
させていただきます。何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解賜ります様
お願い申し上げます。



資産税係 大丈夫ですか？事業承継税制特例措置の適用期限が迫っています！！

後継者へ円滑な事業承継を進めるには時間がかかります。
特に自社株式の評価額が高額になる場合には、予想以上の贈与税・相続税が発生してしまい、事業承継を進めることが困難になってしまいうリスクがあります。



このようなケースに対処するために、時限的に非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度（法人版事業承継税制）の特例措置が用意されていますが、その適用期限が迫っています。ぜひ、このタイミングで法人版事業承継税制の適用が必要かどうかの再点検をしておきましょう！

法人版事業承継税制の特例措置は、従来の一般措置に比べて有利な制度となっていますが、この「特例措置」を使う場合には、特例承継計画の期限内の提出が必須です。

提出期限は **令和6年3月31日** までです。

お早めの検討をお願いします。※令和6年度税制改正大綱発表前の情報です。今後の税制改正で期限が延長される可能性があります。

(坂田)

社会保険 厚労省関連の改正等(予定含む)

令和6年、新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願い致します。

1. 2024年4月～

(1) 時間外労働の限度基準の見直し
建設業・自動車運転業務・医師等
→ 限度基準適用除外の廃止

(2) 拘束時間・休息期間の変更
→ トラック・バス・タクシー運転者

(3) 障害者法定雇用率の見直し
→ 障害者法定雇用率 2.5%に引き上げ

(4) 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の改正
→ 通算契約期間・有期労働契約の更新回数について、上限を定めたり、引き下げたりしようとするときの理由の事前説明

(5) 労働契約関係の明確化・無期転換ルールの見直し
→ ● 労働条件の明示事項に、通算契約期間・有期労働契約の更新回数、就業場所・業務の変更の範囲を追加
● 無期転換申込権が発生する場合、労働条件の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加

(6) 労働者募集時の明示事項
→ 募集時の明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲、有期契約の更新基準、通算契約期間・有期労働契約の更新回数、上限を追加

(7) 裁量労働制の変更
→ 裁量労働制の対象者の要件変更、手続き変更、報告期間変更、健康福祉確保措置導入、苦情処理措置導入等

(8) 障害者雇用調整金等の支給額調整
→ 年120人(月10人)までは、29,000円、年120人(月10人)を超える人数分から23,000円、報奨金についても支給調整

2. 2024年10月～

(9) 社会保険の適用拡大
→ 社会保険加入(週20時間基準)の51人以上従業員規模への拡大
該当しそうな事業所には、去年秋に、年金事務所より文書が届いております。お早めの見直しを！

3. 2024年秋(予定)

(10) 健康保険証の廃止
→ マイナンバーカードと健康保険証の一体化による健康保険証の廃止
→ 資格確認証書の発行

(11) フリーランスに対する保護
→ フリーランス・特定受託事業者について取引の適正化、就業環境の整備

今年は、何と言っても、建設業・自動車運転業務・医師等の限度基準適用除外の廃止、社会保険の51人以上従業員規模への適用拡大の改正です。

やっと自由に活動できるようになりました。でも、油断は禁物と自分に言い聞かせながら行動しております。皆様方もご自愛され、より良い1年でありますようお願いしております。

(竹内政代)

リスマネ委員会 企業が重視するリスク：水災(水害)

近年、集中豪雨などによる水災が増えています。水災は全国どこでも起こる可能性があるため、万に備える保険が必要です。

水災に単独で備える保険(水災保険)はありませんが、火災保険の水災補償で備えることができます。

ただし、火災保険で水災の補償を受ける場合、被害の程度に条件があるので、水災補償を付けるかどうかは、自宅近辺のハザードマップ等が参考になります。

現在加入している火災保険に水災補償が入っていない場合、後から追加することもできるので、保険内容を確認して、保険会社に見積もりを依頼されてはいいかもしれません。

(さくらビジネス)

参考：火災保険における水災補償例

- 豪雨で川が氾濫し、床上浸水した
- ゲリラ豪雨でマンホールから水が噴き出し、床上浸水した
- 台風による豪雨で土砂崩れや落石が起き、住宅が損壊した
- 台風により高潮が発生し、住宅が床上浸水した

1月の社会保険労務

- 1月31日
- 労働者死傷病報告書の提出
＜休業4日未満10月～12月分＞(労働基準監督署)
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

1月の税務

- 本年最初の給与支払日の前日
- 1. 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- 1月10日
- 2. 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)
- 1月31日
- 3. 支払調書の提出
- 4. 源泉徴収票の交付 交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- 5. 固定資産税の償却資産に関する申告
- 6. 11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
- 7. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 8. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

- 労働保険料の納付＜延納第3期分＞(郵便局または銀行)
- 有期事業概算保険料延納額＜12～3月＞の納付
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- 9. 5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
- 10. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 11. 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)＜消費税・地方消費税＞
- 12. 給与支払報告書の提出
(1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
(2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- 1月中において市町村の条例で定める日
- 13. 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)

医療係 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長

持分あり医療法人においては、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ医業継続が困難になることが想定されます。持分あり医療法人が持分なし医療法人に円滑に移行し、引き続き地域医療の担い手として継続していきけるよう平成26年度税制改正により、「医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提として、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」が創設されました。

平成29年10月には、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入され、令和5年度改正では特例措置の期限は令和8年12月31日まで延長されました。

移行検討に際して、まずは持分の評価額を試算してはいかがでしょうか。

(参考)医療法人総数：57,141法人

うち医療法人社団：56,774法人
うち「持分あり」：37,490法人(66%)
うち「持分なし」：19,284法人(34%)
うち医療法人財団：367法人(令和4年3月末現在)

(大下)

パートタイム労働者の年次有給休暇

週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の従業員はパート・アルバイト従業員であっても、※1の表に示す日数を与えなければなりません。

また、週所定労働日数が4日以下で、なおかつ週所定労働時間が30時間未満の従業員については、所定労働日数に応じて※2の表の日数を与えなければなりません。

※1 週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者

勤務年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

例：4月3日採用の場合は10月3日に10日付与し、その後毎年10月3日に上記の表に該当する日数を付与します

※2 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者

付与日数	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤務年数						
			0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
4日		169日から216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日		121日から168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日		73日から120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日		48日から72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

4月入社の場合の起算日は10月になりますが、起算日の前倒しや統一などの変更時には、従業員の不利にならないよう適切に設定する必要があります。

(大下)



「今年の目標」を掲載しました。ぜひご覧ください。

一本年、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張りたいと思います。

さて、2024年1月号ということで、毎年恒例の

70台 たかし 週1日の禁酒 I
運動習慣をつける 大寺 健康管理 KH
6 とくしまマラソン完走! たかし♀
4人の孫たちと思いつき遊ぶ ふなつしー
0 ダイエット継続 ドカベン の妹 ゆるゝい運動継続 a.y
台 運動する m 老化防止 k
竹内 体操続ける Y 早寝早起き K S
趣味探し T
バイクと車の運転技術向上
1人でも楽しく運転出来るように
AIアーキテクチャの社内実装 DX 指向菩薩
柔軟 K 桑の葉茶毎日克服 Y S
スキューバダイビングに挑戦する H・Y 健康第一
バズる T.T いろんな場所に出かけてみる R
飛んでイスタンブール! まあば
家族と野球観戦に行く M.Y 姿勢を正す h.t N
やりたいこと100達成 A.M T

週35,000歩 ごっち
自由気ままに生きる あもう
J1 昇格 Banban K
波と風を読む H K2
毎日健康に過ごす 笑顔 N
毎日50品達成! ウォーキングする T
0 Y S
週2日の禁酒 M A
家内安全 O
ケガなく健康に
趣味を見つける M.F
健康管理に気を付ける K.K

丁寧に暮らす E.Y
笑顔と健康保持 H.S
休日こそ早寝早起き T.W
料理のレパートリーを増やす Y.K
月2回以上ライブに行く O.H
ラスト20代最高の年に
S

ポルトガル紀行① モラエスの生家



リスボンの中心街。古ぼけたケーブルカーの停留所を降りた丘の中腹。古い住宅で、日本語・ポルトガル語の碑文だけが残っていた。金婚式を2年先取りした旅行。徳島ポルトガル協会の監事を拝命した縁もある。帰り道バッグを奪われそうになり、危なかった。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

.....

.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181